

第106号議案

指定管理者の指定の件（神戸市風見鶏の館ほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和3年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市風見鶏の館	東京都千代田区内幸町1丁目1番1号 株式会社日比谷花壇	令和3年4月 1日から令和 5年3月31日 まで
神戸市ラインの館	代表取締役 宮島 浩彰	

理 由

神戸市風見鶏の館等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。

神戸市風見鶏の館・神戸市ラインの館 の指定管理者の指定等について

1. 公の施設の名称

神戸市 風見鶏の館・神戸市ラインの館

2. 指定管理者

東京都千代田区内幸町1丁目1番1号

株式会社日比谷花壇

代表取締役 宮島 浩彰

3. 指定期間

令和3年4月1日～令和5年3月31日

4. 令和3年度予定額

43,035千円

5. 債務負担行為

期間：令和2年度～令和4年度 限度額：85,000千円

6. 選定までのスケジュール

申請書類受付期限 令和2年8月31日（月）

選定評価委員会 令和2年9月16日（水）

7. 選定理由

神戸市風見鶏の館については、令和元年度から令和2年度に耐震診断を行い、その結果によって耐震工事の内容・スケジュールが決定するという状況であり、現時点では公募に必要な仕様が定められない。

また、現在の指定管理者は、風見鶏の館とラインの館を一体的に運営するとともに、2館の売店収益によって、経費及び運営の効率化を図っていることから、指定管理にあたっては、風見鶏の館とラインの館の一括管理が必要である。

以上のことから、今年度、現行の指定管理期間の終了を迎えるため、指定管理者制度運用指針3「指定管理者（候補者）の選定の手続」における公募の例外事由⑥（施設のあり方の検討、施設の廃止及び大規模改修の予定により、現在の指定管理者を継続して指定する（上限2年まで）の場合）を適用し、現指定管理者による指定期間を2年間延長する。

〔施設の概要〕

(1) 設立趣旨

市民が異国情緒豊かな異人館に親しむことにより、外国文化に対する知識及び理解を深めるとともに、市民の教養及び文化の向上に資するため。

(2) 所在地

①神戸市風見鶏の館：神戸市中央区北野町3丁目13番3号

②神戸市ラインの館：神戸市中央区北野町2丁目10番24号

(3) 延床面積

①神戸市風見鶏の館：約891㎡

②神戸市ラインの館：約415㎡

(4) 施設内容

①神戸市風見鶏の館

1F：ポーチ、玄関ホール、応接間、書斎、居間、食堂、ベランダ

2F：ホール、朝食の間、寝室、客用寝室、子供部屋、浴室、バルコニー、ベランダ

地階：事務室、トイレ、倉庫

屋根裏部屋

②神戸市ラインの館

1F：玄関ホール、展示室1・2・3、控室、ベランダ、市民トイレ

2F：展示室1・2・3、ベランダ、配膳室、倉庫、管理事務所

庭園：都市公園

(5) 開館時間 午前9時から午後6時

(6) 休館日

①神戸市風見鶏の館 6月、2月の第1火曜日

②神戸市ラインの館 6月、2月の第3木曜日